

# Mini Report 2021

---

Saitama Prefectural Credit Federation  
Of Agricultural Cooperatives

---

2021年9月期 上半期ディスクロージャー誌

## Profile

(令和3年9月末現在)

名 称	埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称:JAバンク埼玉県信連)
本店所在地	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
電話番号	048(829)3504(代表)
ホームページ	<a href="https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/">https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/</a>
設 立	昭和23年8月
従 業 員 数	181名
貯 金 残 高	3兆2,740億円
貸 出 金 残 高	4,014億円
出 資 金	1,656億円
自己資本比率	16.37%



## Contents

- ごあいさつ……………1
- JAグループ・JAバンクの概要……………2
- 経営方針……………4
- 業績……………5
- リスク管理債権及び金融再生法開示債権……………6
- 有価証券等の時価情報……………7
- 社会的責任と貢献活動……………8
- 機構……………16
- 店舗等一覧……………16
- 情報提供活動……………17



©よりそう

# ごあいさつ

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、県内農業協同組合（愛称／J A）とともに農業専門金融機関として、農業と地域社会の発展を金融面から支援する地域金融機関として歩んでまいりました。

この度、上半期の業績及び活動状況等を皆様にご紹介するため、「Mini Report 2021」を作成いたしました。この小冊子により、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨今の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい状況にあります。ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、動きは弱いながらも持ち直しが期待されています。ただし、サプライチェーンの寸断による物流停滞が招く下振れリスクや国内外の感染症の動向、金融資本市場の変動等につきましては、これまで以上に注視する必要があります。このような中、日銀においては、国内金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられており、極めて緩和的な金融環境が続くものと思われま

国内金融機関の情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症が引き続き大きな影響を及ぼしていますが、全体としては安定性を維持しております。しかしながら、感染症が国内外の実体経済への下押し圧力を通じて、企業の資金繰り等に与える影響は引き続き不確実性が大きく、今後も注視する必要があります。また近年、世界が持続可能な社会の構築に向け舵を切ったことにより、民間金融機関や機関投資家によるサステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）が拡大しており、今後もより一層加速していくものと思われま

農業情勢につきましては、少子化による人口減少や生産者の高齢化による農業生産基盤の弱体化が続く中、コロナ禍における外食産業の需要不振で積み上がった在庫の影響により、全国的に米価格が下落しているほか、入国制限により農業の貴重な働き手である外国人労働者が不足するなど、国内農業の経営環境にとって厳しい状況が見受けられます。一方、生産性の向上を目的とした、情報通信技術とAI活用によるスマート農業導入の動きや、デジタル地図による農地情報の一元化といった取組が進むなど、農業を取り巻く環境は急速な変化を見せております。

このような情勢のもと、当会では、「第13次中期経営計画」（2019年度～2021年度）の最終年度として、3つの基本戦略（「持続可能な収益基盤の構築」「J Aの経営基盤強化支援」「経営基盤の強化・確立」）を掲げたなかで、J Aとの連携を更に深めながらより一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策に取り組んでおります。

今後も農業及び地域のメインバンクとして、皆様に信頼いただける金融機関であり続けるため、役員一丸となって金融サービスの充実に向け努力を重ねるとともに、更なる経営の健全性向上に取り組んでまいり所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年12月

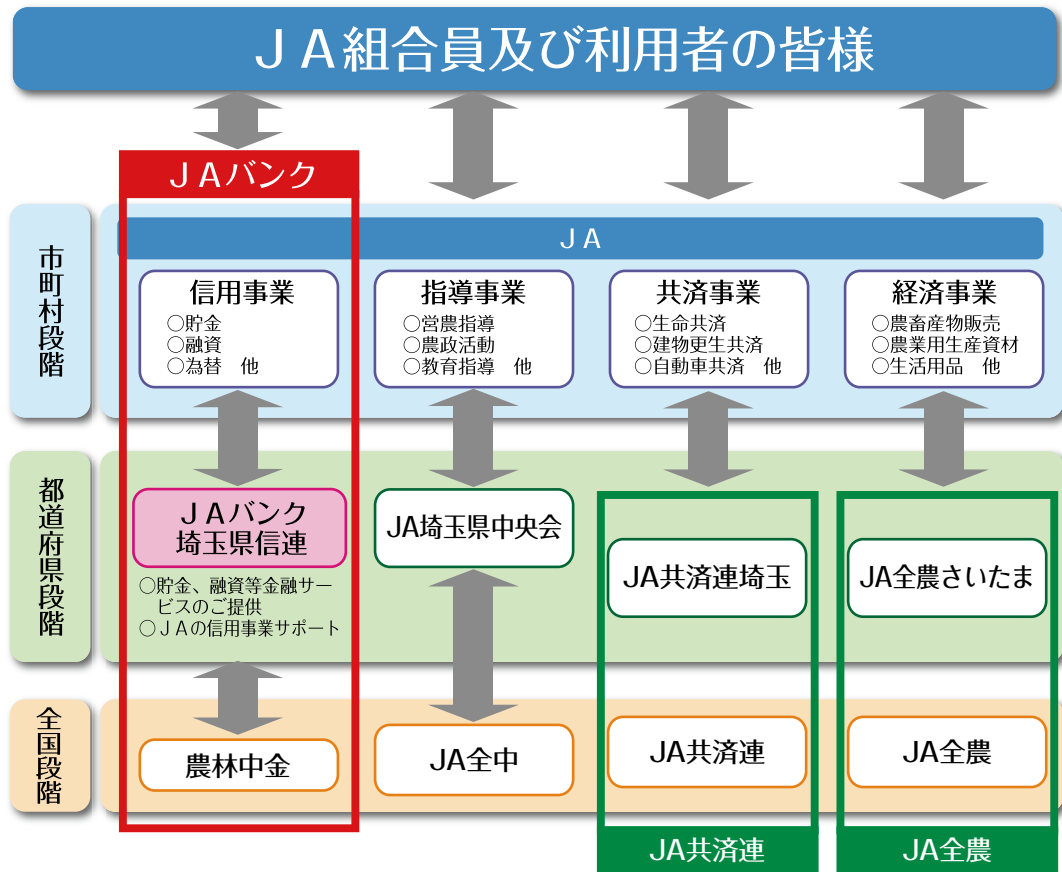
経営管理委員会会長 坂本 富雄  
代表理事理事長 松本 俊一

## ▶ J Aグループ・J Aバンクの概要

### ◆ J Aグループ

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJ A、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「J Aグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「J Aバンク」と呼んでおり、J Aと各都道府県において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「J Aバンク」グループを形成しています。



### ◆ J Aバンク埼玉

埼玉県内15 J Aの信用事業部門と当会の機能を総称して、「J Aバンク埼玉」と呼び、J Aと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、J Aの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJ Aと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

#### J Aバンク埼玉

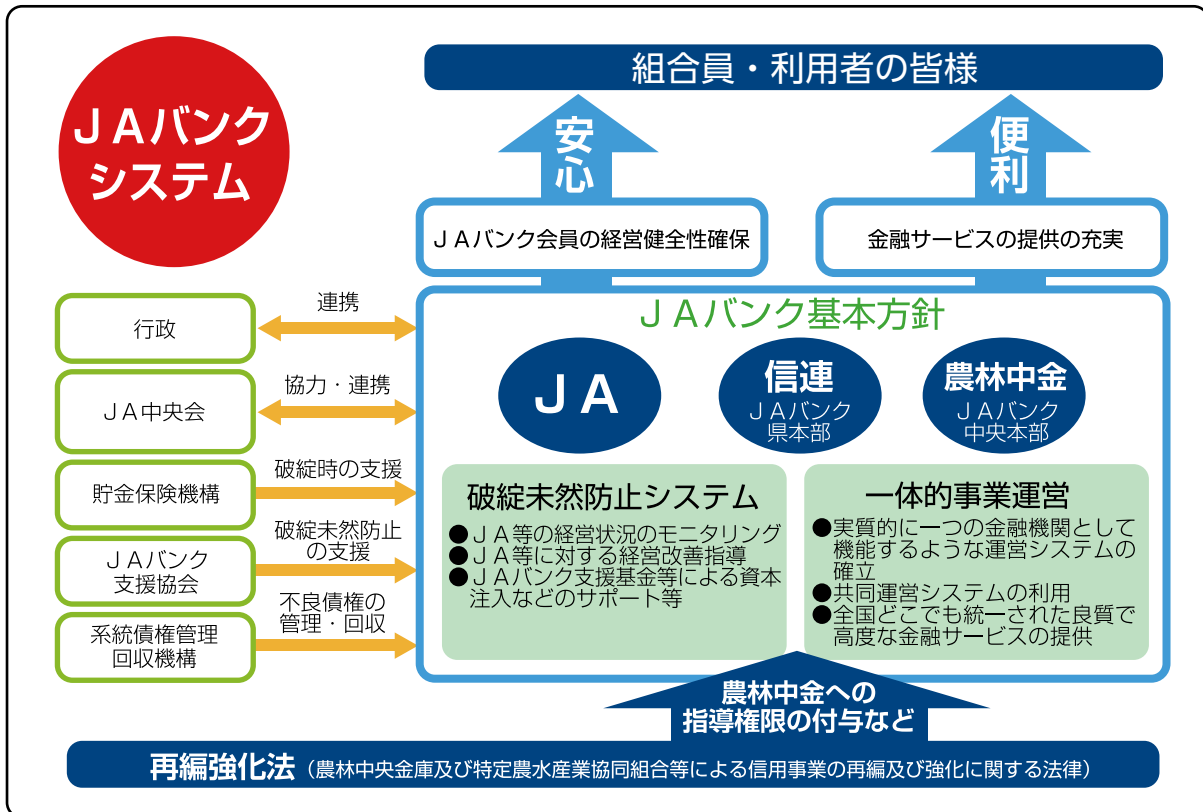
- J Aさいたま
- J Aあさか野
- J Aいるま野
- J A埼玉中央
- J Aちちぶ
- J A埼玉ひびきの
- J Aくまがや
- J Aふかや
- J A埼玉岡部
- J A花園
- J Aほくさい
- J A越谷市
- J A南彩
- J A埼玉みずほ
- J Aさいかつ
- J Aバンク埼玉県信連

## ◆ J Aバンクシステム

「J Aバンクシステム」とは、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J Aバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内J Aの事業運営のサポート等「J Aバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



## ◆ J Aバンク・セーフティーネット

J Aバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。J Aバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

### 破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するための  
J Aバンク独自の制度

- J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



### 貯金保険制度 (農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、J A等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

## ▶ 経営方針

### 経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（J Aバンク）を目指す。

### 経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びにJ Aバンク埼玉を確立する。

当会は、このような経営理念・経営姿勢のもと、J Aが農業・地域の発展に貢献し続け、組合員・利用者になくなくてはならない組織として存在を確立するため、J Aをサポートしていくことが不変の使命であると認識し、J Aへの収益・機能還元を持続的・安定的に果たし、自己改革の着実な実践を支えていくため、2019年度より「第13次中期経営計画」に取り組んでいます。

## 第13次中期経営計画（2019～2021年度）

県域機能の更なる役割発揮を目指し、以下の3つを基本戦略として掲げたなかで、J Aとの連携を更に深めながらより一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策を実践していきます。

### 3つの基本戦略

#### 1. 持続可能な収益基盤の構築

資金運用力を強化しつつ、地域農業・経済活性化への貢献を通じて将来にわたる営業基盤を確保することで、持続可能な収益基盤の構築を目指します。

##### 【個別戦略】

1. 資金運用力の強化
2. 事業運営コストの削減・抑制
3. 農業・地域活性化への貢献

#### 2. J Aの経営基盤強化支援

「J Aバンク埼玉中期戦略（2019～2021年度）」の着実な実践に向け、J Aの事業展開や体制整備をサポートし、J Aが事業運営の変革に全力で取り組める環境を整えることを通じて、J Aの存在価値の向上・確立を目指します。

##### 【個別戦略】

1. J Aバンク埼玉中期戦略の実践
2. J A支援体制の強化
3. J A指導体制の強化

#### 3. 経営基盤の強化・確立【前提】

金融機関として具備すべき水準への内部管理態勢の強化、また、人的・物的資源の最大限の活用により、当会が持続的に事業展開をしていくうえで前提となる経営基盤の強化・確立に取り組みます。

##### 【個別戦略】

1. リスク管理の高度化と財務基盤確保
2. 効率的な業務運営体制の構築と人材育成強化

# 業 績

令和3年9月末の業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって取り組んだ結果、経常利益は67億58百万円、当期剰余金は51億92百万円を計上しました。

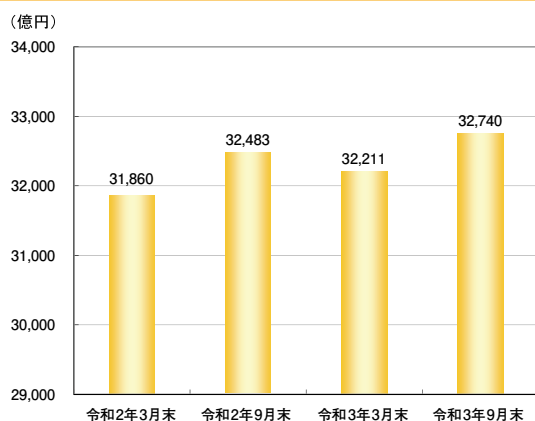
また、自己資本比率は、JAバンク基本方針で定めた自主ルール8%基準を大きく上回る16.37%となりました。

## 主な業績及び経営指標の推移

(単位：百万円,%)

	令和2年3月末	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
貯 金	3,186,007	3,248,339	3,221,119	3,274,034
貸 出 金	413,162	406,414	408,834	401,425
預 け 金	2,168,888	2,181,158	2,129,392	2,154,300
有 価 証 券	717,612	754,518	768,309	790,930
経 常 利 益	7,683	5,574	6,789	6,758
当 期 剰 余 金	5,811	4,269	5,702	5,192
自 己 資 本 の 額	229,700	233,900	232,799	237,980
リスク・アセット等の額の合計額	1,416,869	1,434,075	1,450,377	1,453,359
自 己 資 本 比 率	16.21	16.31	16.05	16.37

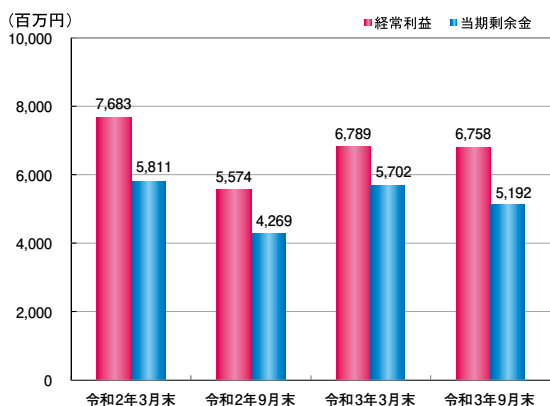
### 貯金の推移



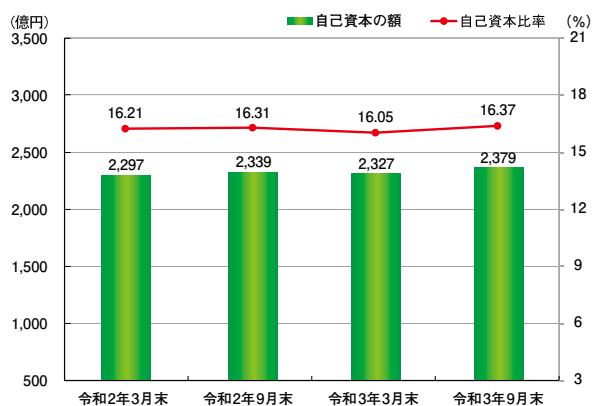
### 資金運用の推移



### 損益の推移



### 自己資本比率の推移



(注1) 令和2年9月末及び令和3年9月末の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき算出したものです。

(注2) 自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

# ▶ リスク管理債権及び金融再生法開示債権

## 農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	令和2年 9月末	令和3年 3月末	令和3年 9月末
破綻先債権	109	50	50
延滞債権	694	689	674
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
リスク管理債権合計	804	739	724

### (注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

### (注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

### (注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

### (注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和2年 9月末	令和3年 3月末	令和3年 9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	121	61	60
危険債権	704	699	684
要管理債権	-	-	-
小計	825	760	744
正常債権	416,861	419,345	411,964
開示対象債権合計	417,687	420,106	412,709

### (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

### (注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

### (注3) 要管理債権

3カ月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

### (注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

(単位：百万円,%)

## 【保全状況】

債権区分	令和2年9月末					令和3年3月末					令和3年9月末					
	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	
		担保・ 保証等	貸倒 引当金	合計(B)			担保・ 保証等	貸倒 引当金	合計(B)			担保・ 保証等	貸倒 引当金	合計(B)		
○リスク管理債権の保全状況																
破綻先債権	109	0	109	109	100.00	50	0	50	50	100.00	50	-	50	50	100.00	
延滞債権	694	112	554	667	96.08	689	110	548	659	95.63	674	99	544	644	95.53	
3カ月以上延滞債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リスク管理債権合計(C)	804	112	664	777	96.62	739	110	599	709	95.93	724	99	594	694	95.84	
貸出金残高(D)	406,414					408,834					401,425					
リスク管理債権比率	0.19					0.18					0.18					
○金融再生法開示債権区分に基づく保全状況																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	121	0	121	121	100.00	61	0	61	61	100.00	60	-	60	60	100.00	
危険債権	704	117	560	677	96.14	699	115	553	669	95.69	684	104	549	654	95.60	
要管理債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計(E)	825	117	681	798	96.70	760	115	615	730	96.04	744	104	610	714	95.96	
正常債権	416,861					419,345					411,964					
開示対象債権合計(F)	417,687					420,106					412,709					
不良債権比率	0.19					0.18					0.18					

(注1) リスク管理債権比率 = (C) / (D) × 100

(注2) 不良債権比率 = (E) / (F) × 100

(注3) 令和3年9月末の計数は、9月末の仮決算において3月末決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の償却・引当要領に基づき計上したものです。



## ▶ 有価証券等の時価情報

### 有価証券

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	214,995	221,523	6,528
そ の 他	522,947	539,523	16,575
合 計	737,942	761,046	23,103
令和3年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	207,279	213,808	6,528
そ の 他	537,105	561,030	23,924
合 計	744,385	774,838	30,453
令和3年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	209,870	217,298	7,427
そ の 他	553,218	581,060	27,841
合 計	763,089	798,358	35,269

(注1) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 満期保有目的有価証券並びにその他目的有価証券の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

### 金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	140,173	146,517	6,344
合 計	140,173	146,517	6,344
令和3年3月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	146,785	152,246	5,461
合 計	146,785	152,246	5,461
令和3年9月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	152,258	160,983	8,724
合 計	152,258	160,983	8,724

(注1) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) その他目的金銭の信託の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

## ▶ 社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域の皆様に資金供給や経営支援などの金融機能を提供しています。

また、金融面にとどまらず、環境、文化、教育といった多面的分野から、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### 事業を通じた地域貢献活動

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする地域の皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び地方公共団体などにもご利用いただいています。

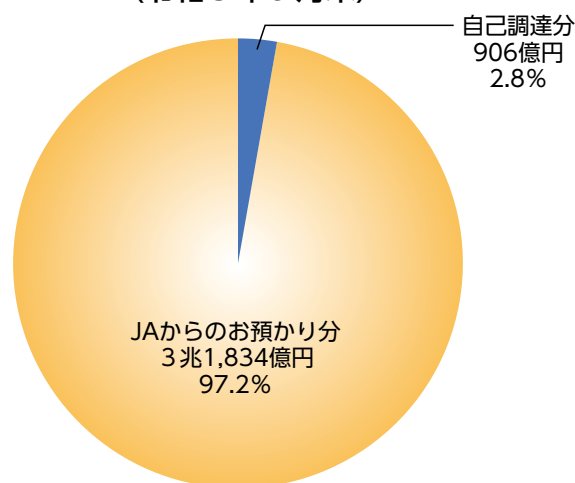
### 地域からの資金調達の状況

#### ■貯金残高の構成

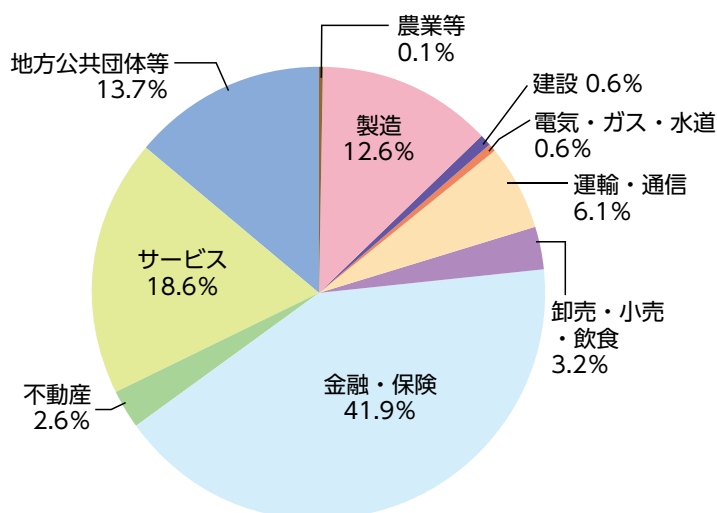
令和3年9月末の当会の貯金残高は3兆2,740億円となっており、うち3兆1,834億円を県内JAからお預かりしています。

また、JAや農業団体だけではなく、地域金融機関として、地方公共団体や地域の企業などからも広く資金をお預かりしています。

貯金残高 3兆2,740億円  
(令和3年9月末)



貸出金残高 4,014億円  
(令和3年9月末)



### 地域への資金供給の状況

#### ■業種別の貸出金残高の構成

地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）という経営理念から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

また、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっています。

なお、埼玉県債の引受けによる資金は、県の公共事業、社会福祉・文化施設等へ利用されています。

## お客さま本位の業務運営の更なる定着

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取り組みを実践しています。

また、その取組状況及び「お客様本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶ上で比較することのできる統一的な指標」（「比較可能な共通KPI」）を公表しています。

### お客さま本位の業務運営に関する取組方針

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

#### 3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

### 農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

### 金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に依りて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
  - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
  - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
  - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

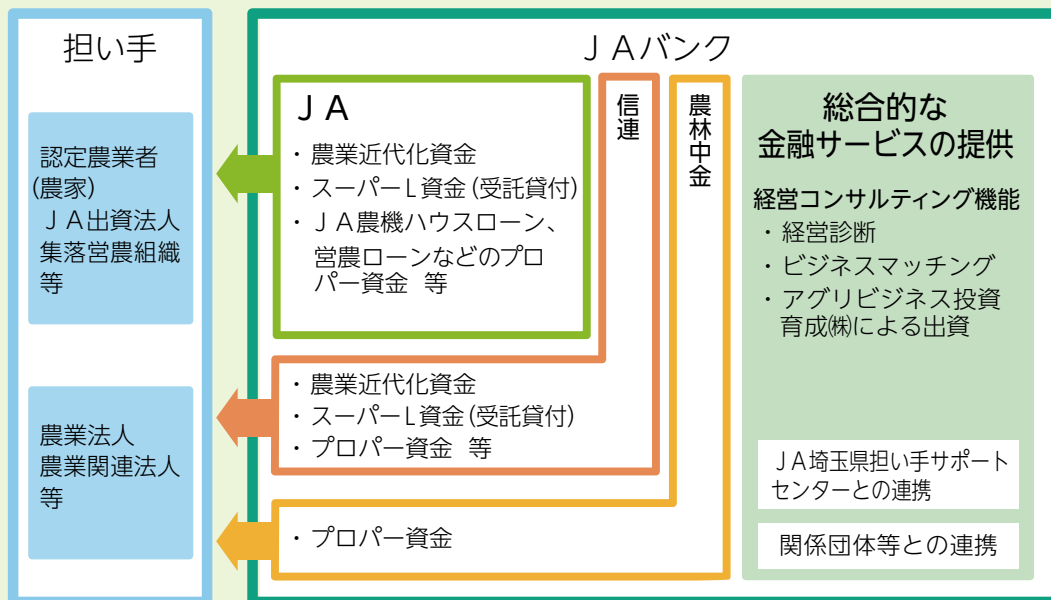
また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、令和3年9月末現在783名（うち当会103名）が取得しています。

当会では農業部を設置し、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「J A埼玉県担い手サポートセンター」(\*)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）の共通事務機構です。

### 担い手金融資金強化に向けた取り組み



## 農業・地域の成長支援への取り組み

### ● J Aバンク 利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

**対象資金** 農業近代化資金、J A農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金、J A交付金等つなぎ資金



### ● J A 農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

**対象資金** J A農機ハウスローン



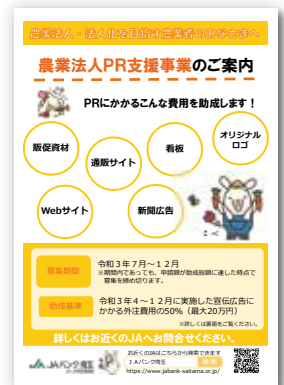
### ● 就農支援事業

地域農業の振興・発展への貢献を目的に、県域独自の取り組みとして、新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



### ● 販路拡大支援事業

埼玉県内の農業法人等が生産する農産物、並びに開発した6次産業化商品等について、販路拡大に資する宣伝広告費用の一部を助成する「農業法人PR支援事業」を実施しています。



## ●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本供与)等の各種ファンドを提案しています。



## ●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、営農技術の情報提供等を行っています。



## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた対応

J Aバンク埼玉では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける農業者の経営を支援するため、以下のとおり対応を行っています。

### ●融資等に関する災害等相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行うため、相談窓口を設置しています。

窓口設置場所	お問い合わせ先
J A埼玉県信連 農業部	電話番号 048-829-3541 F A X 048-829-3049 所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号

### ●金融支援の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるJ A組合員(農業者、農業法人等)を支援するため、借入金の負担軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限とした利子補給とお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

## 文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献しています。

### 埼玉森林サポータークラブへの助成

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈しました。

埼玉森林サポータークラブより感謝状を受領



### 埼玉県社会福祉事業団への助成

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈しました。

埼玉県社会福祉事業団より感謝状を受領



### 農業教育の充実に関する支援

農業教育の充実、新規就農者の確保・育成を目的として、埼玉県農業大学校への支援に関する協定を平成31年3月に埼玉県と締結しました。

具体的支援策として、同校のカリキュラム充実に資するための寄付金の拠出や、当会職員による受講生への農業資金に係る講義を通じ、農業教育の充実を図っています。

### JAバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本・DVDを県内小学校に贈呈しました。





## フードバンク埼玉への協力

食品の支援を必要とする方々を支える福祉施設等に、無償で食品を提供している特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ、防災備品の入替えに伴い備蓄食品を提供しました。

令和3年5月21日

特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ備蓄食品を提供



## 埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



## AEDの設置

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。



## 各種相談会の開催

### ●JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を開催しています。

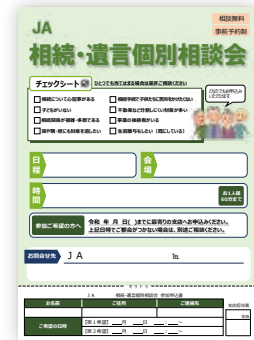
上期は、新型コロナウイルス感染防止の対策を取りながら、48回開催し、延べ418名のお客様にご来場いただくとともに、422件の相談に対応しました。



### ●相続・遺言個別相談会の開催

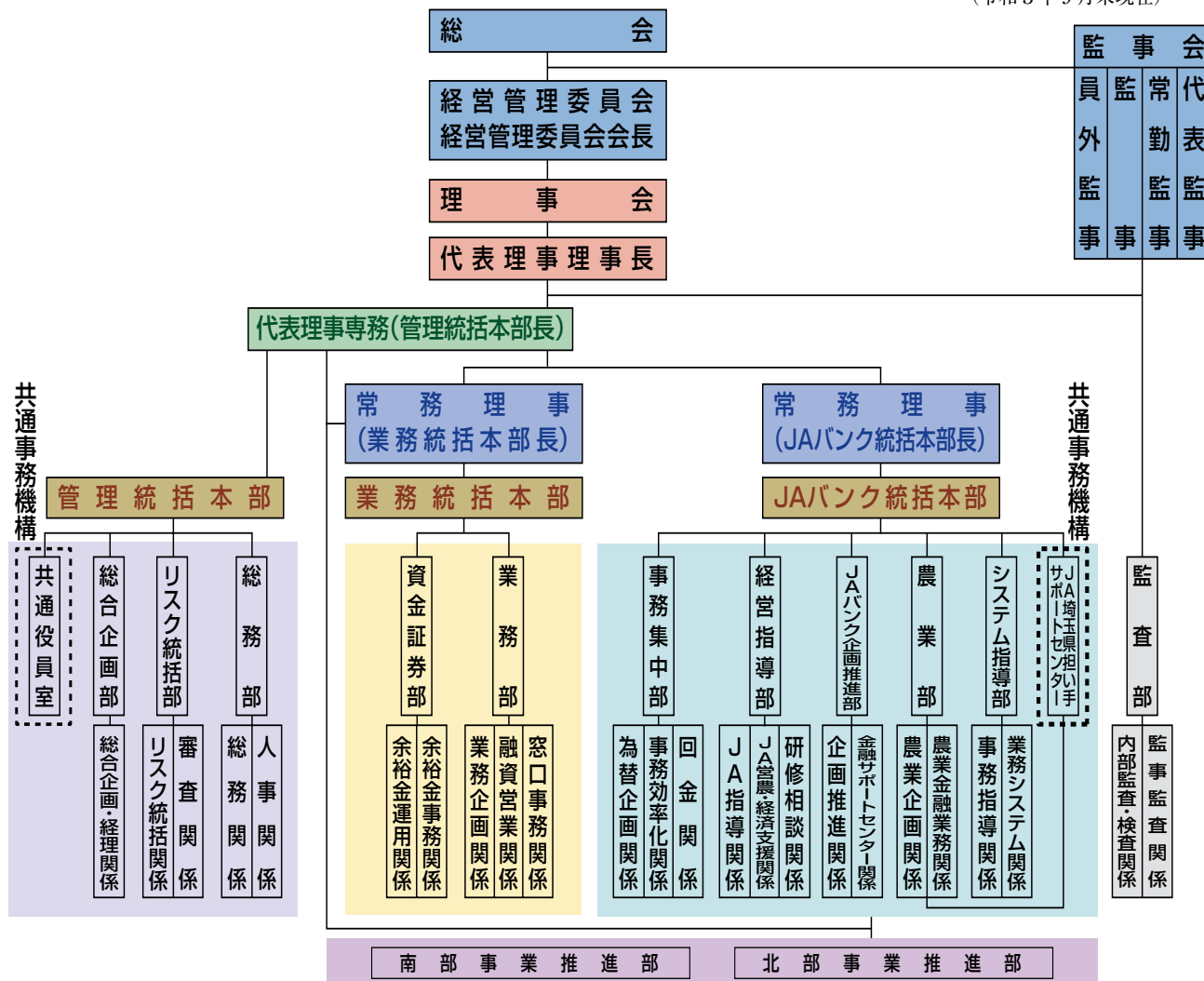
JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様の円滑な資産承継をサポートするため、相続・遺言個別相談会を開催しています。

お客様一人ひとりのお悩みや想いを伺いながら、その解決と実現に向け丁寧なご提案を行っています。



## 機構

(令和3年9月末現在)



## 店舗等一覧

### 営業店舗

(令和3年9月末現在)

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
本店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

### 推進拠点

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
南部事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
北部事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543

## ▶ 情報提供活動

当会の概要や経営・財務情報は  
インターネットでご覧いただけます。

ホームページでは、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、JAバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しています。  
皆様から、より多くのアクセスをお待ちしています。

JAバンク埼玉県信連  
ホームページ

<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉  
ホームページ

<https://www.jabank-saitama.or.jp/>





耕そう、大地と地域の未来。



 **JAバンク埼玉県信連**  
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号  
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588



JAバンク埼玉県信連ホームページ  
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉ホームページ  
<https://www.jabank-saitama.or.jp/>

